

## 令和5年度 第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和5年8月29日（火）午後2時から午後3時45分まで
場 所	県庁別館 20階第1会議室B
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順）（7名）      ◎は部会長          絹村 敏美、◎蔵治 光一郎、田中 博通、谷 幸則、藤川 格司、山川 陽祐、          山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（5名）          暮らし・環境部環境局水資源課          太田課長、紙谷課長代理、藁科班長、宮野主幹、小長井主任</p>
議 題	<p>（1）流域水循環計画の策定について          （2）計画の構成          （3）策定流域の設定          （4）計画の策定順</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第</li> <li>・静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧</li> <li>・座席表</li> <li>・諮問書（写） <span style="float: right;">【資料1】</span></li> <li>・流域水循環計画の策定について <span style="float: right;">【資料2】</span></li> <li>・令和5年度環境審議会水循環保全部会の審議予定 <span style="float: right;">【資料3】</span></li> <li>・計画の構成 <span style="float: right;">【資料4】</span></li> <li>・策定流域の設定 <span style="float: right;">【資料5】</span></li> <li>・計画の策定順 <span style="float: right;">【資料6】</span></li> </ul>

**事務局** ただいまから、令和5年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、水資源課長代理の紙谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、委員9名中7名の方の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していますことを御報告いたします。

それでは次第に従い進めてまいります。

開会に当たり、水資源課長の太田より御挨拶を申し上げます

**水資源課長** 皆様、こんにちは。

くらし・環境部水資源課長の太田でございます。

委員の皆様には、御多忙の中、令和5年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

当部会は、昨年度発足し、昨年度は水源保全地域の指定につきまして、御審議をいただきました。誠にありがとうございました。水源保全地域の指定につきまして、令和4年11月24日に答申され、その後、知事を本部長とする水循環保全部会議で、指定案を決定し、条例に基づき、県民等から意見を受付し、一定の届出制度の周知期間を経てまいりました。いよいよ来る本年10月2日に水源保全地域を、当水循環保全部会で御審議いただいた結果のとおり指定し、土地取引や開発行為の届出制度の運用を開始する運びとなります。

今年度は、6月2日に知事から流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について、環境審議会会長宛てに諮問があり、当水循環保全部会に付託されました。審議事項は後ほど御説明でございますけれども、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順としております。委員の皆様方には、それぞれの専門分野から御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしく願いいたします。

**事務局** ここからの議事進行につきましては、蔵治部会長をお願いいたします。

**蔵治部会長** それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めていきますので、御協力をよろしくお願いいたします。議題の3、議事についてであります。

7月14日に開催された環境審議会において、知事から流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について、環境審議会会長宛てに諮問があり、この水循環保全部会に付託されました。

本日は、まずは流域水循環計画の策定について事務局から説明を受けた後、諮問事項である流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方に関する(2)から(4)の3つの項目について、それぞれ審議を進めていきたいと思っております。

それでは最初に、(1)流域水循環計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 流域水循環計画の策定について説明します。

最初に、諮問事項について、御説明します。

資料1を御覧ください。諮問事項は、「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」になります。

2ページをお開きください。諮問理由について御説明します。

県は、記録的な猛暑や集中豪雨等の異常気象等に伴う水循環の変化に的確に対応するとともに、開発行為等による水環境への影響を懸念する県民の不安を払拭するため、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進

を図ることを目的に流域水循環計画を策定します。

静岡県水循環保全条例第15条第3項に、「知事は、流域水循環計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。このため、今後、流域ごとに流域水循環計画を策定するに当たり、計画の構成、策定流域の設定等の流域水循環計画策定の基本的な考え方について、審議会の意見を聴くこととしました。審議事項は、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順等になります。

なお、通常のとおり、諮問事項に関する県の案を示した上でそれに対する審議会の御意見を答申としていただくという形を取りますが、今回はあくまでも「考え方」が諮問事項となっています。そこで、審議会で議論いただいた「考え方」について答申をいただくこととなります。この点が通常と異なります。この点に御注意いただければと思います。日程については、後ほど改めて説明します。

続いて、流域水循環計画の策定について説明します。

資料2を御覧ください。

計画策定の経緯ですが、先ほど説明したとおり、猛暑、集中豪雨等の異常気象等に伴う水循環の変化に的確に対応するとともに、開発行為等による水環境への影響に対する県民の不安を払拭するため、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図ることを目的に、計画を策定します。具体的な異常気象等に伴う水循環の変化について、説明します。

左の表は、近年の異常気象等に伴う水環境の変化の状況です。全国的には、集中豪雨の発生回数が30年前に比べ、約1.4倍に増加しています。一方、右の表は、降水量が1mm以上となった日数を表しております。逆に見ますと、グラフの黄色い部分が1mm未満の無降雨の日数になります。この黄色い部分が、年々広がっていきことから、無降雨の日数が100年単位で見ると増加傾向にあることが分かります。

県内においても、令和元年の東日本台風、令和3年7月の熱海土石流災害、令和4年9月の台風などでは豪雨により、甚大な被害を受けました。一方、下の表になりますが、県内の主要河川である天竜川や大井川においては、毎年のように流況悪化による取水制限を実施しており、水環境の変化が懸念されています。

また、開発行為等による水環境への影響に対する県民の不安も高まっています。例えば、熱海土石流災害や水源地域での太陽光発電施設の建設、森林の荒廃による山間地域の水源涵養機能の低下、浜名湖や駿河湾における水産資源の減少などがあります。こうしたことから、県民の貴重な財産である水資源を守るとともに、健全な水循環を保全していく必要があると考えます。

次に、流域水循環計画の位置付けについて説明します。

静岡県水循環保全条例第 15 条において、緊急性の高い流域から順次、計画を定めると規定されているだけでなく、国の水循環基本計画においては、地方公共団体は計画の策定に努めるものとする規定されています。

また、国の水循環基本計画では、流域マネジメントの更なる展開と質の向上が策定目的とされています。流域マネジメントとは、「森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、健全な水循環を保全するため、流域において関係する行政等の様々な主体が連携して活動すること。」とされています。策定の効果として、この流域マネジメントを展開することで、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待されることが記載されています。

本県では、静岡県水循環保全条例第 15 条において、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域から順次、流域水循環計画を策定することを定めています。

続いて、令和 5 年度環境審議会水循環保全部会の審議予定について説明します。資料 3 を御覧ください。諮問事項で説明したとおり、審議事項は、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順の 3 項目になります。

第 1 回の今回の審議内容と目標について、説明します。

計画の構成につきましては、事務局案をお示し、計画の構成案に対する御意見を伺うことを今回の目標としております。策定流域の設定につきましては、昨年の 12 月に事務局案をお示しし、書面にて、事務局案に対する御意見を委員の皆様から既に伺っております。そのため、今回は事前に提出された御意見に対する県の考え方をお示しし、それについて、御意見を伺い、圏域につきましては、今回決定したいと考えております。計画の策定順につきましては、緊急性の評価方法の案をお示しし、御意見を伺います。なお、第 2 回で、指標データを使って計算した仮策定順を御提示する予定ですので、今回は、その計算に必要な緊急性の評価方法の方向性を決定することを考えております。

次に、11 月に予定しています、第 2 回の審議内容と目標について、説明します。

計画の構成につきましては、第 1 回の御意見を反映させ、修正した構成案をお示しし、御意見を伺います。なお、構成案については、第 2 回で決定したいと考えております。策定流域の設定につきましては、第 1 回で決定していますので、審議の予定はございません。計画の策定順につきましては、第 1 回で決定した緊急性の評価方法の方向性に基づき、具体的な指標データを使って、計算して得られた仮の策定順をお示しします。この仮の策定順について、御意見

を伺い、緊急性の評価方法のブラッシュアップを行いたいと考えております。

最後に、来年1月に予定しています、第3回の審議内容と目標について、説明します。

計画の構成については、第2回で決定しておりますので、第3回では、答申内容について、御意見をいただき、答申内容を確定させたいと考えております。策定流域の設定についても同様に、答申内容について、御意見をいただき、答申内容を確定させたいと考えております。計画の策定順につきましては、第2回でブラッシュアップした緊急性の評価方法による策定順の再計算結果を御提示します。この策定順について、御意見をいただくとともに、答申内容を確定させたいと考えております。

なお、資料1での説明の繰り返しになりますが、今回の諮問の仕方が「考え方」となっていることから、例えば「圏域の決定」といっても「圏域の考え方の決定」という意味であります。したがって、「計画の構成」「策定流域の設定」「計画の策定順」のすべてについて「考え方」を答申していただくこととなります。県は答申でいただいた「考え方」を踏まえて、それぞれについて決定していくこととなります。

説明は以上となります。

**蔵治部会長** ありがとうございます。

大変重い諮問がされているということが分かるかと思いますが、委員の皆様からまずは御質問を伺いたいと思います。ございますでしょうか。

それではちょっと口火を切るという意味で、私から簡単なことを申し上げると、資料2のスライド1番なんですけれども、ここに緑色の図が2枚載ってるわけなんですけど、これは全国のデータに基づくものでしょうか。

**事務局** 全国のデータを整理したものであります。

**蔵治部会長** 分かりました。

気象庁のホームページを見ていただくと分かるのですが、現在気象庁ではこの図を都道府県ごとにブレイクダウンした図も公表されていますので、今回は静岡県における水循環計画の策定についてでありますので、気象庁が公表されている、静岡県に特化した同様の図にさせていただいた方がよろしいかと思えます。

他どなたかございますか。

**田中委員** 今回の部会長が言った図なんですけれども、集中豪雨の発生ということなんですけれども、これは治水計画には必要なのですけれども、大きな水循環となると、やっぱり年ごとの、年間雨量の変化の図も欲しいと思います。

**蔵治部会長** はい、ありがとうございます。

**田中委員** ちょっと加えますと、例えば国交省の計画ですと、今世紀末に本州は

雨量が1.1倍、北海道が1.15倍になるという計画で今、全部見直しているわけですので、そのあたりのことも雨量としての集中豪雨とかももっとすごいことが実際起きています。

はい。以上でございます。

**蔵治部会長** 今おっしゃったことについて治水上は必要だということですがけれども、水循環には大雨も含まれていますので、この図もそうしないといけないということですか。

**田中委員** そういうことでございます。

**蔵治部会長** あとちょっと気がついたのですがけれども、図の上に青色の枠で異常気象等に伴う水環境の変化と書いてあるのですがけれども、多分水環境という言葉は環境省さんが使われる言葉で、水循環全体ではなくてもっと狭い意味で使う言葉だと思いますので、水循環って書いた方が良いのかなというふうに思います。

他に何かございますか。はいどうぞ。

**谷委員** ちょっと私はピンとこないのですがけれども、こういう集中豪雨等もその特異的なイベントと、後の方で資料を見させてもらいますけれども、水質とかそういうのをスコア化して、ということなのですが、どこに特化して、こういうものを作って、意味のあるスコアがどうやったら出せるのか、ということをやらないと絵に描いた餅になってしまうので、そのあたりはなかなか難しいのかなというイメージです。

**事務局** まさに後ほどの議論に上がっております資料4の計画の策定順というような指標といったことになってこようかと思っております。

資料2では、水循環保全条例を策定した趣旨的な部分をお示ししているということですが、あと流域水循環計画のところでお示しさせていただいているのが、治水と干ばつといったようなことで水循環が変わってきているということですね。おっしゃる通り、流域水循環計画を立てていく上でのいろいろな基礎的な指標と申しますか、データの例示ということでは、まだまだ他にもあると思っております。ここでは、一つの資料としては後ほど議論となります治水のことですとか、干ばつについては、取水制限というようなことにも繋がってきます。利水面での水需要の高度化だとか流域水循環計画の施策の中で述べていく一つの事例に繋がるデータであり、根本にある水循環保全条例を作ったところの私どもの理念と申しますか、目的のところを、ここでは触れさせていただけるということで御了承いただければと思っております。

**蔵治部会長** 今、谷委員から御指摘のあった点は、後ほどの計画の策定順のところでもまた改めて審議させていただきます。

他にございますでしょうか。

**山本委員** 1点だけお伺いしたいのですけれどもよろしいでしょうか。

今、手元に令和5年度版の水循環白書を開きながらですね、今の計画の部分などのお話を聞いて、資料2、そちらの方ではその流域マネジメントのところ、次の資料4の先取りになってしまうかもしれませんが、従来の流域マネジメントですと、水循環に関わる課題、今特化している形ですが、特集で組まれているものでは新たなフェーズということで、新たな課題が、流域治水、グリーンインフラとか、地域に関わる課題で、地域振興、まちづくり、防災減災などが書かれているのですけれども、ここにはそういったものがいまいち反映されてないのかなというふうに思いますが、それは今後資料3, 4, 5で詳しく追加されていくということでしょうか。

ちょっと基本的な考え方を今回定めるということだったので気になったので、質問させていただきました。

**事務局** ありがとうございます。今日の会議の中では、この後、計画の構成があつて、その後、施策にどう反映していくかというところで、1回目として、基本的な考え方で圏域設定があつて、各流域で山本先生おっしゃるとおり、様々な個別の課題というのが見えてくるかと思っておりますので、そういったところは、また今後お時間をいただいて、私どもの方でその圏域に即した課題等の特徴を押さえたいかなければいけないというふうに思っています。委員の皆様からのそういった御意見も、圏域別でこうしたことが大事であるといったような基本的な考え方をお示ししていただき、もう少し具体のテーマをお示ししていきたいというふうに考えております。

**山本委員** はい、ありがとうございます。

**蔵治部会長** それでは、意見は出尽くしたようですので、これについては以上といたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方についての審議を進めていきます。まず(2)計画の構成について事務局から説明をお願いします。

**事務局** はい。

計画の構成について説明いたします。資料4を御覧ください。

国の水循環基本計画では、流域水循環計画の策定効果として、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待されることが記載されております。

本県においては、計画を策定することにより、山間地域、農村地域、都市地域で個別に実施している施策を流域全体で共有し、流域が抱える課題に対し連携して取り組むことが可能となることや、人の生活に潤いを与え、産業や文化の

発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環を維持、保全することにより、経済の活性化や地域振興につながることを期待されております。

次に、計画の構成案について説明します。

流域水循環計画の策定効果を踏まえ、流域マネジメントの手引きや他県の事例も参考に本県の流域水循環計画の構成案を作成しました。

1章の現状と課題では、県全域や各流域における現状と課題を記載します。

2章の理念や将来目指すべき姿では、流域ごとの理念に基づき、将来目指すべき姿を定めます。

3章の健全な水循環の維持又は回復に関する目標では、条例第9条から第14条までの各施策に基づき、水循環の維持・回復に関する地域の目標を立案し記載します。

4章の目標を達成するために実施する施策では、3章で掲げた目標を達成するため、現在実施中又は今後実施すべき施策を記載します。

5章の健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標では、水循環の健全性について、指標を使って定量的、定性的に評価するとともに、計画の進捗状況を指標を使って評価し、水循環に関する取組の向上を図っていきます。

次に章ごと簡単に説明させていただきます。

1章の「現状と課題」については、庁内の関係各課から収集した現状や課題をもとに整理します。表の事例は、令和3年度及び4年度に、庁内の関係課が参加する水循環保全本部を対象に実施した調査等をもとに記載しています。なお、調査結果は、付属資料の1と4になります。今後、各流域での計画策定時には流域水循環協議会において、個々の流域に関する課題を再度整理していきたいと考えております。

続きまして、2章の「理念や将来目指すべき姿」は、水循環保全条例第3条の4つの基本理念をもとに決めていきます。

3章の「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」は、条例第9条から第14条までの各施策に基づき具体的な目標を定めます。

次に、4章の「目標を達成するために実施する施策」の例になります。条例第9条から第14条の施策を基本として計画を構成していく予定です。なお、右の欄は条例の条文等から抜粋した例を示していますが、項目につきましては、流域ごとの課題により個々に整理していく予定でございます。

5章「健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標」についても、条例の項目ごとに分けて整理し、計画に盛り込む予定です。緊急性の欄に分類した指標は、この後説明する計画の策定順を決定する際に使用することを考えております。なお、こちらは代表的な指標を記載しておりますので詳細については、付属資料2に、庁内各課から提供可能な指標を整理しております。



また、付属資料3では、整理した指標を、流域の基本情報を表す指標、流域の緊急性を表す指標、計画の進捗状況を表す指標として、目的別に分類する案を示したものになります。どの指標を用いるかについても、個別の流域の課題に応じて、計画策定時に精査していきます。

以上で、計画の構成の説明を終わります。

**蔵治部会長** ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見と質問を伺いたいと思います。御意見ございますでしょうか。

これについては今日何かを決めるということではなくて次回、第2回11月に決めるということですので、どうぞ自由に御発言ください。

**絹村委員** 6ページの5の健全な水循環の状態のところですが、緊急性という指標の表現という意味で使っていますか。

**事務局** これは、計画を作るに当たっていくつかの流域に分けて順々に作っていくんですけども、そのときに緊急性の高い流域から計画を策定するというふうになっておりまして、その流域の順序づけをするに当たって、どこから策定していくかという…

**絹村委員** この指標を中心に見ていこうという意味ですね。

**事務局** そういう意味です。

**絹村委員** 分かりました。

**蔵治部会長** はい。他になにかございますか。

まだ現時点では緊急性を何で判断するかという議論をしていないので、ここに緊急性と称して書いてあるものはあくまで例示という理解で良いですね。

**事務局** はい。

**蔵治部会長** 他にございますか。特にございませんでしょうか。

基本的には国の水循環基本法あるいは基本計画というものがあるわけですが、あくまで今回は条例に基づいて作っていくという方をメインに考えるということで国に関してはあくまで参考という理解でよろしいでしょうか。

**事務局** そうですね、我々が作ろうとしている流域水循環計画は条例で策定するというふうに定められているものですので、まずは一義的にはそこが根拠になります。当然、国の水循環基本法ですとか、水循環基本計画にも考え方は沿っていきたいとは思っております。

それで構成をお示ししておりますスライドの2の1から5というのは基本計画ですとか、流域マネジメントの手引きの構成の柱になっていて、中で施策を策定していくときには、条例にあります第9条から第14条というような、骨子といいますかそういった組み立てで、施策のところについては策定しているかなというふうに考えております。

**蔵治部会長** 御意見御質問等がありますか。

**藤川委員** これは何か、相当やりにくい部会ですね、これはどうしていかさつきから何回も思っていたのですけれども、これは無理ですわ。だからこの内容は、「そうですね。」としか我々としては言いようがなく、これで何か物申すというのですね。これは実際の各圏域の水循環計画のほうがメインになっていくわけですよ。その考え方ということで県ではこう考えている、と言う…ああそうですかと、私としては言いようがないのですが、非常にやりにくい部会で、こんなのは無いですね。

**事務局** そこで何かあれば御意見をいただきたいということでございます。

**蔵治部会長** はい、おっしゃるとおりだと思います。では特段ないようですので、続きまして、(3) 策定流域の設定についてであります。

この議題については先ほどもお話がありまして、昨年12月に書面で意見照会がありまして、私も含めて何人かの委員の先生方から御意見を出していただいたところでもあります。それについては、付属資料の5を見ていただくと、それぞれの委員の先生の意見に対する県の考え方はこうだという表もついてございますので、これを見ていただいた上で事務局から説明をしていただくということでお願いいたします。

**事務局** 続きまして、「流域水循環計画の策定流域の設定」について説明します。

策定順については、今年の1月に委員の皆様にご意見を伺っていただき、その結果も踏まえて整理し直しました。その検討結果は、別冊の付属資料5にお示ししています。今回、主な意見に対する県の考え方を交えて、説明させていただきます。

策定流域の決定に当たっては、こちらに示すフローの順で整理していきます。まず、河川の水系を単位とする流域を基本単位とします。次に、地下水や利水の状況を考慮し区域境界を見直します。最後に、特定の課題の影響範囲を確認し、妥当性を検証します。これらを踏まえて、策定流域(圏域)を設定します。

こちらは、県内を主要河川の水系単位に区切った図です。この単位を基本として、策定流域を整理していきます。ここでいう主要河川とは、県内一級河川と、流域面積が広い太田川水系と浜名湖一帯を含む都田川水系としました。

次に、地下水や利水の状況について整理していきます。

県の地下水条例の規制地域や、各地域の地下水の自主規制地域の区分を整理しました。図の中央にある水色の静清規制地域は、旧静岡市と旧清水市にまたがって設定されています。また、隣の紫色の大井川規制地域は、大井川を挟んで、東側の藤枝市や焼津市、西側の牧之原市等を含んでいます。県東部地域にある黄色で示した東富土地域は、狩野川水系の北側の御殿場市北部や小山町にまたがって設定されています。

次に、農業用水の供給範囲により整理します。

県の東部地域にある東富士幹線用水路の受益地は、小山町から裾野市にまたがっています。中央の大井川用水や牧之原用水の受益地は、大井川流域とその南側の牧之原市、御前崎市にまたがっており、また菊川流域にもまたがっています。この地域は、利水上の関係が非常に強くなっています。

意見照会の中で、今泉委員や絹村委員から、菊川流域と大井川流域を統合している理由について、確認されていましたが、菊川流域は大井川流域とのつながりが強いことから、大井川流域に含めることとしています。また、天竜川下流用水の左岸側の受益地を天竜川流域に含めることも検討しましたが、この受益地を含む太田川流域は流域面積が広く、課題が多いことも鑑み、策定流域の境界は水系で区切ることにしました。なお、天竜川流域の計画を策定する際は、農業用水の利水状況を考慮し、天竜川左岸や都田川水系に含まれる三方原用水の利水者にも流域水循環協議会に参加していただくことを考えています。

先ほどの地下水の規制区域等と、農業用水の供給範囲を重ねるとこのようになります。これらの結果を考慮し、青い点線の区分で区域境界を見直し、策定流域を設定しました。

続いて、流域に関する特定の課題の影響範囲が、策定流域の設定に影響するかどうかを確認します。

昨年度、県庁内の関係課に対して、県内を14地域に区切った上で、広域にわたる課題を照会しました。照会文書及び照会結果は、付属資料4になります。

こちらは、広域にわたる課題の影響範囲の重ね図になります。広域にわたる課題も、先ほど地下水や利水の状況で見直した策定流域内に収まってきます。国指定特別名勝である富士山の保全のように、富士山周辺では流域をまたぐような課題もあり、また、富士山の湧水にかかる流域は一体の流域とする案など、御意見をいただきましたが、富士川流域と狩野川流域でそれぞれ地域の特徴や課題が異なることから、この2つの流域は分割する案としました。

最後に、以上の検討結果を踏まえて、県内を8つの流域に分割する案としました。なお、通常の河川の流域とは異なる考えであることから、圏域という呼称としました。

以上で、策定流域の設定についての説明を終わります。

**蔵治部会長** はい、ありがとうございました。

この議題に関しては本日決定をしたいということでございますので、少し長く議論していただければと思いますが、御意見御質問等ありますでしょうか。はいどうぞ。

**絹村委員** 今の説明の中で天竜川圏域の水循環計画の策定に当たって、三方原用水と天竜川左岸の利水者を構成員とするというふうに言われたと思うんで

すが、利水者の考え方でいくと、例えば太田川の圏域に天竜川の左岸の利水者を入れると。浜名湖の圏域には天竜の方から水が来ているので、三方原用水等の利水者を入れる。こういう表現ではないのですか。

**事務局** 今おっしゃっていた、計画を今後立てていくときに、流域水循環協議会を立ち上げて、その中で、利水者が団体としてその構成員になる、というふうに考えたときに、絹村委員がおっしゃったのは天竜川は左岸と右岸で、天竜川用水とか三方原用水があり、天竜川の流域として、水使いというようなところから、一つの構成にするのが良いのではないかなと思ってまして。太田川圏域は、利水は天竜川の水を取水してるところとはまた違う利水団体になるのかなとか考えているものですから、ここは区切って良いという捉え方をしているのですけれども。

**絹村委員** 今、ここで言う利水者というのはその河川から水を取っているという意味合いで考えているということですね。その流域に受益を持っているという意味合いじゃないということによろしいですね。

**事務局** そうです。

天竜川であれば天竜川から水を取っている利水者、改良区…天竜川用水を取っている改良区等の利水者になってくる。

この図を見ると、太田川圏域で見ますと、森町、磐田市や袋井市が、太田川圏域に入っています。

**絹村委員** どっちをとるか、河川から取水しているところなのか、その河川を利用しているところなのか、どういうふうに判断されたのかなど。先ほどの受益の絵を見ると、その河川の影響範囲を見てましたけれども、その河川の取水する部分の影響を見れば良いのか、それが流れ込むところを見るのか、どういう判断をされるのか。

**蔵治部会長** 水循環ということで今計画を作ろうとしているので、当然ある川の水を受水している場合、その川の水循環に関係するわけですから、そちらの計画の中には含まれると思うのですけれども、一方で、灌漑されている農地が存在している土地の水循環にも関係をしますので、二重に関係してくるということになると思うんですね。だからそこは仕分けできないので、それは農業用水だけではなくて全ての用水に共通だと思うのですけれども、下流域になればなるほど、地形的にここは境界だということは決められなくて、二重になってしまうわけなので、その計画、圏域の境界は厳密に引くけれども、その協議会のメンバーとしては重なり合うというか、両方に出席しなければならない人が出てくるというのは避けられないのではないかなということになると思います。

**絹村委員** 受益地も考慮するということがよろしいですね。

**蔵治部会長** それは多分今後の議論にはなるとは思いますけど、一般論としてはおそらくそういう整理しかできないと思います。だから今の説明ですと例えば菊川流域を分離したりすると、そういう二重参画が非常に複雑に発生してしまうので、大井川と菊川はくっつけておいた方が合理的だ、という御説明のように聞こえました。

これについては模範回答があるという世界ではなくて、非常に複雑な様々なファクターを勘案しながら現に実際に計画を立てていく手間なども含めて現実的な落としどころを探るしかない、みたいな世界なのかなというふうに思っているのですけれども、こういう案もあるという御提案でも構いませんので何かあればお願いします。

**田中委員** 先程の絹村委員と部会長が補足したことは、そういうことになると思います。

それで、一つお伺いしたいのが、狩野川圏域のところでは狩野川には大きな放水路があります。洪水時は  $2000\text{m}^3/\text{s}$  流すのと同じぐらいの。その場合どういう形で表記したら良いのでしょうか、8枚目のスライドですね、放水量の考え方を、どのように取り扱うべきか。これはどのように考えたら良いのか。

海へ放出する出口あたりの漁業者は非常に関係してるわけですよ。湖沼の圏域として。どうやって書けば良いのだろう、切れて絵を描くのも変ですしね。境界的な図だけは、やっぱりある程度正確に書かれておいた方が良いでしょう。僕はこの分け方で結構なのですけれども、狩野川放水路のような大きいものの取り扱いをどうするのかだけです。以上です。

**蔵治部会長** やはり放水路も重要な一部なので、何か分かるように書いた方が良いでしょう。

**藤川委員** 確かに含まれていると良いですよ。

**事務局** 図自体もパワーポイントで重ねているポンチ絵みたいな形になっていて、その放水路がどちらに入るかというところまで詳しくこちらでも話をしてはいなかったもので、そのあたりをもう少し詳しく詰めたと思います。

おそらく狩野川に入ってくるというのが通常の考えであるかなと思います。このあたりは図の精査等も含めてしたいと思います。

先生がおっしゃっているのは、①の伊豆海岸圏域に入るのか、②の狩野川圏域に入るのかそこをしっかりと詰めておくようにという御意見ですよ。

**田中委員** そういうことでございます。

**事務局** はい、分かりました。

そのあたりは、次回までに整理しておきたいと思います。ありがとうございます。

**田中委員** あともう一つ良いですか。この図を見る限り熱海の辺りも静岡県な

んですが、これを見て圏域にないのですが。

**事務局** 熱海は①番に入っている…

**藤川委員** ①番に入ってます。

**田中委員** もう少し東に行くのかなと思って。

**藤川委員** 北に行くと真鶴半島がここに載っていますので、大丈夫です。

**田中委員** 了解しました。

これは一応、静岡県全部を含むということですよ。

**蔵治部会長** はい。

**事務局** 一点、先ほどの狩野川の構成のあり方ですけれど、狩野川放水路という狩野川の放水時にそこからどどん水を抜くという話ですので、流域というふうに捉えますと、狩野川の圏域だと言うのが自然なのかなというふうには考えているところがございますけれども、先ほど言われたのは、湾へ放水しているものですから、そういったところも、今後計画を作っていくときも含めて、配慮した方がよいということだと承知しています。今回考えている圏域と言うと、水が流れていくところですから、狩野川圏域というのは、自然であると思っております。流域水循環計画では、放水するところとの調整等を考慮していきます。

**蔵治部会長** 他にございますか。

**藤川委員** よろしいですか。一番の伊豆海岸圏域、うまくやったなと私は思ったのですが、熱海なんかで考えるとですね、温泉の源泉を雨水で薄めていますので、計算すると10%ぐらいが雨水だったというのがあるので、そういうものもカウントするのですか。温泉の湧出量とかそういうものも。というのも合わせて、下賀茂も合わせてずっと上手く海岸圏域で結んだなと私は思ったのですが、そのあたりもお願いしたい。結構雨水が入っていますので。

**蔵治部会長** 温泉というのは、基本的には地下水の一部ですので、地下水は水循環に非常に重要なものですから、温泉の水自体も入りますし、それを薄める水も入ります。

**藤川委員** はい。

**蔵治部会長** 他にございますか。では、無いようでしたらここについては本日決定ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

最後の議題ですけれども、(4)計画の策定順ということになります。今回は策定順を決定するための緊急性の評価方法について、その方向性のみをまずは審議しようということになります。これは次回、さらにブラッシュアップがあって、最後の第3回に決定がございますので、まだ時間があるわけですが、ぜひ今日忌憚のない御意見をいただこうと思います。それでは説明をお

願います。

**事務局** はい。

続きまして、計画の策定順について説明いたします。

資料6を御覧ください。

条例第15条第2項では、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から順次、計画を策定することが定められています。このため、圏域ごとに緊急性を判定し、策定順を決定する必要があります。策定順の決定フローですが、最初に、庁内関係課に各圏域における課題の抽出を依頼し、整理しました。照会文書及び照会結果は、付属資料4になります。

次に、緊急性の判定に資する既存データを収集、整理し、緊急性を判定する指標を選定します。指標を整理した結果は、付属資料2になります。

最後に、課題や指標から各圏域の緊急性を評価し、緊急度の高いものから計画を策定していきます。

次に、緊急性の判断基準について説明します。

諮問理由や計画策定の背景で説明したとおり、県が考える「緊急性が高い流域」とは、1つ目は、猛暑、集中豪雨等の異常気象等に伴う水循環の変化に的確に対応する必要がある流域、2つ目は、開発行為等による水環境への影響に対する県民の不安を払拭する必要がある流域になります。今回は、この緊急性をどのように評価していくか、「緊急性の評価方法の方向性」について御意見を伺いたいと思います。

次に、審議の参考としていただくため、あくまでも、事務局案となりますが、評価方法の考え方を御紹介させていただきます。

まず、緊急性を評価するに当たり、上の表の右側になりますが、緊急性の判断基準に対応する課題や指標を用いて、基礎となる現状を評価します。現状だけでは、経年変化や将来予測といった傾向の評価が不足していますので、傾向の分析結果を評価に加えます。さらに、地域が抱える地域特有の課題についても評価に加え、総合的に緊急性を判断します。

次に、それぞれの具体的な評価方法について、説明します。

まず、現状の評価方法です。課題として、水質、水量、治水、自然環境の4項目をあげました。それぞれの課題について点数化し、評価点の合計値が低いものが緊急度が高い流域と判定します。

次に、具体的な評価点の計算方法について説明します。時間の都合上、説明は水質のみさせていただきます。左上の課題1の水質を御覧ください。圏域内では、河川、湖沼、海域の複数箇所で、BOD、COD、窒素、リンなどの水質検査を行っています。その水質検査を実施した測点数22点に対し、環境基準を満足した測点数は19点であったため、その割合、86%を評価点、86点と

しました。

同じように他の指標も、基準値であったり、全体に対する比率や割合で評価点を算出しておりますので、評価点が高いほど、現状が健全ということになりまして、緊急性は低いということになります。逆に言いますと、評価点が低いほど緊急性が高いということになります。

次に、傾向の評価について御説明いたします。

傾向の評価では、現状の評価では不足する経年変化や将来予測を分析し、その結果を緊急性の評価に加えることを考えております。過去数年分の指標をグラフ化すると、例えばA圏域では水質や漁獲量が悪化傾向にあり、将来、回復する見込みが低いということが分かります。一方、B圏域では、現状維持であったり回復傾向にありますので、この結果、A圏域は、B圏域に比べ、緊急性が高いということが判断できます。

こういった傾向を、先ほどの現状の評価点に補正することで、評価に反映させたいと考えております。

次に、地域特有の課題の評価方法について説明します。こちらのスライドは、グラフの入力値なので、説明は割愛させていただきます。

圏域ごと事情が異なり、流域が抱える課題や、課題に対する重要度が異なるため、事務局では、一律に評価することはできないと考えまして、地域特有の課題についても評価に加えることを考えました。具体的には、A圏域の課題が「濁水への対応」ということであれば、グレーで示しておりますが、水質に関する指標に重み付けを行います。B圏域であれば、課題が「適正な水量の確保」ということなので、グレーで示しました、水量に関する指標に重み付けを行います。

重み付けの方法ですが、先ほど説明した現状の評価点に対し、A圏域であれば水質の重要度が高いということで、水質の評価点を半減させる補正を行いました。B圏域であれば、水量の重要度が高いことなので、水量の評価点を半減させる補正を行いました。なお、補正につきましては、恣意的にならないよう注意していかなければならないと考えております。

最後に、これまで説明した評価手法は、あくまでも事務局案であり、提示した指標は一例になります。

現在、事務局では、一般に公開されている指標と合わせ、一覧表に記載した指標などについても庁内関係課に照会し、指標を収集、整理しています。こちらは、代表的な指標になります。詳細は付属資料9に記載しています。今後、これら指標についても、緊急性を評価する指標として活用していくことを検討しております。

説明は以上になります。



**蔵治部会長** はい、ありがとうございます。

今回は方向性についての審議になりますので、それに関して御意見をいただくようになります。いただいた意見を踏まえて、次回の会議までに事務局で評価を算定して、仮の策定順を示すということですので、それに資するような御意見をいただきたいと思います。具体的な計算方法等の詳細については、次回議論するという事なので、今日は細かいことというよりは方向性ということをお願いしたいと思っています。

それでは御質問、御意見等お願いいたします。

**藤川委員** 流域水循環計画を策定するに当たって、圏域が8つありますけれども、これは1年間に1圏域ずつやるのでしょうか。それとも、その辺りの順番を決めているのですけれども、どういう順番になるのですか。1年に2～3…。

**事務局** 今の予定でいきますと、1年半ぐらいで、1～2圏域ぐらいという…

**藤川委員** をやるわけですか。

**事務局** はい。事務局の方では、1年半ぐらいで1か2…はじめは、1年半ぐらいで1圏域を想定しています。

**藤川委員** 8圏域あるから、10年、それくらいかかるな…。

何か、仕事のための仕事を作ってるような過程なんですけど、これ何とかならないですかね。今言ったように8年かかる、8年から6年ぐらいで済むのであれば、どの流域からやっても同じではないですか、と思いますけど。この1～2年間、この議論をやっていたら、余計に時間をとってしまうのではないかと思います。緊急性というよりも、8つしかないのですから、順番でやっても良いし、人口が多い、人口密度が高いでも良いですし、何かそういう方法で、緊急性こだわる必要がなくて、もう進めた方が良いのではないかというのが率直な意見です。すみません、話をぶち壊していますね。

**蔵治部会長** はい、ありがとうございます。

これは、結局条例第15条第2項に、緊急性が高いと認める流域から順次定める、と書いてあるので、これに縛られているということですね。だから、何らかの方法で、緊急性が高い順番を決めざるを得ないということですね。

決め方については、まだ今、正直、案は示されましたけど白紙の状態なので、自由に意見があれば良いのかなと思いますけれども。

これも模範解答がない話で、何が緊急かと言われてしまったら、それは人によって皆様々な判断基準があって、ここが緊急だというのがそれぞれバラバラになるに決まっているので…。

**田中委員** 資料6の2番目のスライドにもありますけれども、正常流量を達成というと、正常流量というのは、河川工学上は河川に生息する生物が生きられるくらいの最低の流量であって…。要は、どちらかと言うと、正常流量という

よりも、渇水ではないですか。我々は、生物が生きることでも大事ですけど、人間が生きるために、今、非常に問題になっているのは、渇水ですよ。正常流量よりも、瀬切れだの瀬枯れだの…瀬切れですよ。もう、頻繁に静岡市の一級河川で起こっているわけですから。正常流量という指標で計算するというのも大事だけれども、やはり渇水というのが、我々が、いわゆる生きていくためとか、農業や産業においても非常に大事な指標になると思うので、その点をまた考慮していただければと思います。以上です。

**蔵治部会長** ありがとうございます。

**事務局** 確かに、正常流量をそもそも設定している河川というのが非常に限られていることもあるものですから、渇水を表現する指標としては、豊水量とか、低水量というデータがあるかと思しますので、そのあたりは、御意見を参考にして考えていきたいと思えます。

**蔵治部会長** ありがとうございます。

先ほど資料2の説明でもあったように、元々、渇水ももちろん重要なのですが、その一方で災害の頻発化、激甚化ということも同じぐらい重要だということですので、実際、静岡県においては、おそらく全国平均よりも高い頻度で災害が起きているということも間違いないと思しますので、渇水と同じぐらいのレベルでの緊急性という意味で、洪水、あるいは水害、土砂災害等への対応というのもあるのだらうと思うのですけれども、そうすると、ここでは治水という項目が例示されていて、そこでは河川整備指標ということで出ているのですけれども、今は流域治水という形で、河川整備が完璧に行われたとしてもそれを上回る規模の出水があり得るということで、それが流域治水という話になっているわけですが、そもそも河川整備が完璧に行われていないという指標というのは非常に重要だと思いますし、そういう指標は多分必要なんだろうなという気はいたしましたけれども…。ただ、単純に長さの割合だけ決めているのはまた議論があるのかもしれませんが、河川整備というのは、多分100パーセント終えるということは極めて難しいので、暫定的な整備しかできていないと思しますので、その整備状況というのは重要な指標かなと思いました。

他にございますでしょうか。今日は本当に自由に何でも言っていたく時間ですので、全員に一言ずつ言っていたくのが良いかなと思います。

**谷委員** 今のお話で、例えば水質とか治水とか自然環境をスコア化して比較するというのがあって、例えば、ある圏域では、治水が一番重要で、その治水に力を入れていくとなると、逆に、河川整備をしていくと、河川の自然環境などがかなりダメージを受けていくということを考えると、今までも多分そういう問題がかなり河川整備と生き物の相反する…

**蔵治部会長** トレードオフということですね。

**谷委員** そうですね。そういうことが起きて、また一時的にやったときに、またそれを再評価するためにどういうふうにしていくのかということも考えないと、やはり治水だけ力を入れてしまうと、他のところが崩れてしまうということも、やっぱり今までの河川整備等で問題となってきたところをまた繰り返してしまうのではないかと気がしてしまうのですが、そのあたり、治水と自然環境を両立するためには、どういったことをしなければいけないかということももう少し考えを入れていかないと、なかなか環境保全と両立したことにならないのではないかとこののを、イメージとして持っています。

**蔵治部会長** おっしゃる通りだと思いますけれども。

**藤川委員** めちゃくちゃ重い課題を出している、それはないだろうという感じですか。

**谷委員** だから利水なのか治水なのかって相反してしまいますよね。

**事務局** 相反するところ、ぶつかるというところはあると思うのですが、今回資料の2でも述べさせていただいており、流域全体で一体となって問題を解決していく中で、今回の計画の策定順を決める段階というよりは、その後の計画策定に移った段階で、やはり多様な主体で話し合いながらバランスをとって決めていくということは必要なのかなと思っておりますし、そういった主体と議論していくつもりであります。

今回の緊急性の指標に関してそれをどういうふうと考えていくかというのは、難しい話であるというのは感じているところです。

**谷委員** 洪水ですと、何年かに1回の突発的なイベントですが、水質とか生き物の生態系というのは、日々の正常性や、自然環境の保全が効いてくるので、同じ土俵でスコア化するというのが、正しいやり方なのかというのが、そもそもどうなのかなというのがイメージとしてあるのですよね。具体的にどうしようという意見もないのですが。この緊急性の判断というのはなかなか難しいものかと思えます。皆さんもお感じかもしれませんが。

**絹村委員** 今のスコアの重みは確かに重要だと思うのですが、今、これは順位付けだけですよね、単純に言うと。実際策定するときは、この順位の指標というか、理念だけのことをやるわけではないということですよ。全体のことをやるときにはまた別途作るわけですよ。

**事務局** そういうことになります。

**絹村委員** その時には、例えば治水をやったら、生態系がおかしくなるのであれば生態の方をどうするかという議論にもう1回戻ってもらえるということで良いですよ。

**事務局** ということになります。この各圏域で順序付けするときに、やはり圏域

によって、ここはやはり取水源が良くないところだ、ここは自然環境が良くないところだ、というところ、そういうところが重要視されて、緊急性は…

**絹村委員** もし藤川委員が言われた、えいやで順番でやれば良いではないですか、というのを理論付けるための整理という解釈で良いですね。

**事務局** 策定順を決める参考の考え方を答申していただいて、最終的に順番を決めるのは県のほうで決めて、おっしゃるとおり順序づけを策定するときトレードオフの関係になっているところがあるのですが、各圏域の水循環計画を立てていくときには、ここは治水面を重視しているところについては、環境面も配慮するような施策を交えながらやっていきたいと思いますとか、個別の計画を作っていくときには…

**絹村委員** そのときにしっかり意見を言える機会があるということですね。

**事務局** そういうところになります。

**田中委員** 緊急性のプライオリティをつけるという意味なのですよ。

やはり河川もそうですけれども、皆さん御存知の河川法の第1条があります。当初できた河川法というのは明治29年から、施行だけです、洪水被害を防ぐ。

それから改定されたものと、利水が入って、平成9年、最後に、環境が入って。今、河川をやる場合も、治水だけの、洪水から防御するためではなくて、必ず環境を考えてやらなければならない。やる時はそういうことですよ。そういうときにどちらかが突出する、ということはありません。

**蔵治部会長** そもそも論からいうと、条例で緊急性という言葉の前についている文言は、「健全な水循環の保全を図る」ということなので、このまま何もしていないで健全な水循環が損なわれるおそれがあるから、緊急性が高いということなので、健全な水循環が損なわれる緊急性だと思うのですよ。では、健全な水循環の定義は条例上どうなっているかということ、水循環基本法の定義を採用することになっているので、資料2の6枚目の絵の中に書いてあるのですけれども、健全な水循環というのは人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態なので、要するに既に適切に保たれていない、というようなところが緊急性が高いと。人の活動が環境保全とバッティングを引き起こしているというのが明らかかどうかということですよ。そういうことなのだと思います。

人の活動というのはいろいろな活動があつて、もちろん水を資源として利用するというのもそうですし、水害を防止するために何らかの工事をするということもその中に含まれていて、そういうものが環境保全に果たす水の機能、つまり生き物も含めてですね、そういう機能とのバランスが適切に保たれていないというところが、緊急性が高いということなのだと思います。だから、そのバランスが保たれていないというのを、どうやって順位づけできれば良いの

かという指標がうまく見つければ良いわけですね。

一般的には、人間の活動というのは、活動が活発であればあるほど環境には負荷をかけるという関係にあるので、ここで明らかに環境負荷がかかっているみたいなところが、それが実際に漁獲量、水質、というようなところで、もう明らかにこれはネガティブだという指標が出てくるというのが緊急性なのだと思うのです。健全な水循環の定義を単純に解釈するとそういうふうに取り取れるんですけども。

私ばかり喋っていてすみません。意見を言っていらっしゃらない先生、ぜひお願いします。山川先生お願いします。

**山川委員** 私もすごく難しいと思いながら伺っていたのですけれども、例えばこの4指標みたいなものというのは、この水質、水量、治水、自然環境みたいなものは、例えば他の都道府県などで同じような方法を取られたりなど、一般的な方法だったりするのでしょうか。この4項目をこういうふうにしたのは。

**事務局** そうですね。これは他県さんの事例を基本にしておりまして、他県さんはこれで一応判断しているのですが、静岡県としては、これでは不足する、ということで、傾向を見たりとか、地域の課題をこれに入れていこうというような、そういった案を示させていただきました。

**山川委員** 分かりました。今までの皆さんの議論もあったと思うのですけれども、どの項目をどういうウエイトでやるか、みたいなのがとても難しいと思うのですけれども、素朴に思ったところで、やはりどうしても目につきやすいような、ニュースになりやすいような漁獲量の話ですとか、アカウミガメの話ですとか、目の前の印象に左右されずに評価していくにはどうしたら良いのかと思うのですけれども。例えば漁獲量ですと、かなり短いスケールの水循環とどの程度関係があるのかみたいなこともやはり難しいと思いますので、何かそのあたり、入れ込みすぎないように、どうしたら良いのでしょうか。このグラフの傾向も多分全然関係ないような傾向が見えてくるときもあったりすると思うので、逆に片っ端からピックアップしていくような、全国のことも参考にしながら、いろんなものの漁獲量とか、生物の多様性の評価の仕方とか、そういうのを参考にしていくようなことがあったりするのでしょうか。すみません、感想みたいな部分が多くて申し訳ないのですけれども。

**事務局** すみません、漁獲量についてなのですからけれども、今県内でも話題になっていて結構特徴的な指標にはなると思うのですけれども、漁獲と言ったときに、海の漁獲の部分については、必ずしも陸域の水循環と関係があるかというところについては、どちらかというところマクロ的な、潮流の影響を受けたりとか、そういったところがあるので、かなり微妙だというのは水産の部局とも話した中で、そういう話も出ていますので、この指標をどういうふうにするかとい

うのは、こちらでも慎重にやっていかなければならないなというふうには考えております。

例えば、浜名湖圏域のあたりですと、こういう湖沼に関するところというのは、水循環の中の一部として、陸域の水循環の中の一つとして取り扱っていく指標にもなるのかなというのは今考えています。漁獲の扱いはすごく微妙なところだというのは一方で感じているところでもありますし、県としても、方向性をしっかり決めていかなければならないなというところは考えています。

**山川委員** 分かりました。

**山本委員** 皆さんも御指摘になっているとおりで、資料6の、水質、水量、治水、自然環境という4つの指標の設定ですと、やはりその人々の暮らしであったりとか、産業とか、水循環計画がそもそも対象にしているものがすっぽり落ちているような印象を私も持っていて、農林漁業関係の第一次産業の他にもツーリズム、観光などの産業ですとか、その他多様なパートナーシップだったり景観の保全など様々ありますので、こちらの4点が他県では指標となっているということだったのですけれども、内閣官房の「流域マネジメントの手引き」など、いくつか指標の設定の仕方などを見ていくと、河川と湖沼の閉鎖性水域で分けていて、治水や涵養機能の他にも、例えば水辺空間、地域振興、水インフラというような設定をしたり、水文化や、あるいは教育普及開発、地球温暖化などを設定したりしているのです、ここはもう少し検討する必要があるのではないかなというふうに思いました。

静岡県の場合、SDGsもかなり力を入れていますので、例えば持続可能性という点からSDGsの達成度みたいなものを持ってこることも可能かなと思います、もう少し人々の暮らしであったりとか、地域の歴史、文化みたいなものが入ってくるような指標を、最低一つは欲しいかなと、個人的には社会学をやっているととても感じました。以上です。

**蔵治部会長** ありがとうございます。今、先生おっしゃったような指標を仮に考えた場合、8つの圏域で例えばどこが非常に緊急性が高いというようなイメージをお持ちですか。

**山本委員** 水文化とか人々の暮らしを入れた場合ということですか。人々の暮らしという点で、過疎化が進むような山村部が入ってくるころであったりとか伊豆海岸のあたりというのが、緊急性が上がってくるかというふうに思います。

**蔵治部会長** 今、8つの圏域の中での順位付けの話をしている段階なので、全て過疎地域ですよ。

**山本委員** ①、④、⑤、⑦ですね。どれが一番かは決められないですけれども。伊豆海岸などは防災、災害と、先ほどの水文化という点では突出して高くなっ

てくるかなと思いますけれども。

**蔵治部会長** はい、ありがとうございます。

そうするとやはり、もう少し多くの指標を出して、それぞれの指標で仮に順位付けをしてみて、1位を取っている指標がどれぐらい多いか、のような、そういう方が県民感覚としては分かりやすいような気がしないでもないのですけれども。

**藤川委員** いやあ、どうですかね。

**山本委員** この順位付けは、確実に1位から8位までを順位付けをしないと計画を策定できないものなのではないでしょうか。大枠で、この指標についてはここが緊急度が高いので、そこについてまず計画を作るとか、そういうふういくつか段階的に分けて計画を作ることにはできないのでしょうか。

**事務局** 必ずしも1番から8番まで決める必要はないと考えておまして、まずはさし当たり、来年度はここから着手しようというところまで、県としては決めたいと考えております。審議会の部会におかれましては、県が順番を決めるに当たっての考え方について御意見をいただければというふうに考えております。

**蔵治部会長** はい。そうは言っても部会の中でも多様な意見があるというときに、部会から本会に出す答申に「こういう意見がありました」というのを羅列するだけで良いのか、それとも部会の総意としてはこうだということのある程度まとめた方が良いわけですね。

**事務局** そうですね。

**藤川委員** まとめてください。

**事務局** 順序づけの考え方について答申を頂き、その考え方を踏まえてあとは県で決めていきます。

**蔵治部会長** ということですので、この部会のメンバーで合意形成を図らなければいけないということになっておりますので。

**藤川委員** いや、西から決めるとか、東から決めるとか、それから人口密度で決めるとか、それを緊急性にすれば良い話ではないですかね。

**蔵治部会長** そうですし、結局、速やかにやって全部作成してくださいという…

**藤川委員** その方が早いと思うんです。

**蔵治部会長** だから、優劣を決めるよりも、全ての圏域に課題はあるわけだから、早く全部やりましょうっていう…そんな極端な意見を言ってしまうと身も蓋もなくなってしまふ。

**山本委員** 東部、中部、西部で一つずつとか、そういうことではどうでしょう。そうすれば選べそうな気がします。

**蔵治部会長** 確かにそういう捉え方もありますね。

それと、先ほど資料2にもあったように、県民の不安を払拭するというのも書いてあるので、県民の不安も評価基準に入るのはないかなと思っているのですけれども、県民の不安というのはどうやって評価すれば良いですか。新聞記事の数ですかね。あまり科学的ではないけれど、人の心という意味では、県民の不安って人の心なので…。人の心というのも一つの評価基準として考えるわけですね。やはり県民の不安を払拭するのであれば、一番みんなが不安に思っているところから先に着手するということになります。

**山川委員** その場合、例えば新聞をベースにしますと、テキストのデータを…。

**藤川委員** また仕事を増やそうとしている、どんどん複雑にしているな。

**絹村委員** 難しいのが、今何か事件や事故が起こったというのばかり新聞に出てくるので、そこだけが数が増えてしまうのですけれども、本当はそうではないのかなというところもあって、難しいかなという気がします。

**蔵治部会長** そうですね。熱海土石流とか、浜名湖、駿河湾の水産資源とかも例示されているのですけれども、そういう圏域から先に、という発想はあるかもしれない。でも一方で、それこそ今回の本会の議事録を見てみると、農地の排水に苦慮されているという話も載っていたりして、そういうのは、報道はされないかもしれないけれど重要な課題ではあるんですよ。そういうところを評価するのは非常に難しいことにはなるんですけれど。

他、何かございますでしょうか。時間も限りがあるので。今日はまだいろんな意見を出せば良いのかなと思いますので、皆さん言い忘れていたことがあれば、ぜひ御発言ください。

それこそ、次回また引き続き継続審議するわけなのですけれども、そのときに何らかの資料があった方が議論しやすいかなというのがあって、多分、今日ここで出たいろんな追加的な指標も含めてたくさんの指標がある中で、この指標だったら、今日8つの圏域を決めたわけですから、8つの圏域のうち3つぐらい、ここが緊急度が高いみたいなものを表にしたような資料があると、私どもも議論しやすいのかなという気がしているのですけれどもね。現時点ではそういう情報がまだ整理しきれていなくて、イメージしづらいような気がします。

**事務局** 今日の議論で、圏域も8つということで御意見いただきましたし、またこれから指標につきましては情報を収集整理してまいりますので、次回ある程度具体的な形で資料をお示しできればと思っております。

資料3にも書いてございますが、仮策定順を踏まえた評価というところを目標に、ぜひ私どもの方もやってまいります。

**藤川委員** 私の意見も…簡単にできるようなものを。仕事を増やさないで、水循環計画の方をやった方が良いのではないかと。これは実際使うわけではないですね、一部使えるとは思いますがけれども。



**山川委員** ちなみに、8個順番にやっていくのは多分、もちろん共通的な部分もあると思うので、だんだん後半ほどスピードアップしていくような感じでしょうか。

**事務局** ということもあるのかなと、本当に今、最初は一つ一つという感じでやっていって、今後スピードアップということもあるのかなと。私どもも考えながら今動いているという状況ですから、まずは先生方の御意見を伺って考えていきます。

**蔵治部会長** 他に何かございますでしょうか。

今日、方向性の議論としては以上ということにさせていただきます。最後に全体を通じての御質問等ありましたら、この機会にお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようですのでこのあたりで締めたいと思います。以上で流域水循環計画策定についての審議は終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

**事務局** 蔵治部会長、進行ありがとうございました。また委員の皆様には貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了いたします。次回の部会は11月下旬頃を予定しておりますので、引き続き御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。